

## カリキュラム及び免除規定の取扱い

### 1 カリキュラムについて

- (1) 各課程の目的、内容、科目及び時間数は、別表 1 「各課程の目的・内容・科目及び時間数」のとおりとする。
- (2) 演習実施前に必要な知識の学習が行えるようにカリキュラムを設定する。特に実習については、講義、演習をすべて履修した後に行う。
- (3) 受講時間数は、各課程で定める各科目の内訳時間数以上とし、各サービスの従事者として活動する上で必要と認められる科目を追加することができる。(追加した科目がある場合は、科目名及び時間数が解るように記載すること。)

### 2 免除規定について

- (1) 各課程について、免除対象者及び受講者の希望により免除できる研修科目及び研修時間は、別表 2 「科目免除一覧」に定めるとおりとする。
- (2) 免除の手続き等
  - ① 研修の一部免除を受けようとする者は、事業者に対して、科目免除願(参考 1)に本免除規定に該当する免除対象者であることを証明する書類又は介護業務従事証明書(参考 2)を添付して提出する。
  - ② 事業者は、免除該当者がいる場合には、上記①に規定する書類を受領、確認の上、免除の取扱いをし、証明書類の写しを「障害者居宅介護従業者基礎研修等実績報告書」(第 7 号様式)に添付して提出する。

別表1 各課程の目的・内容・科目及び時間数

【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

居宅介護従業者が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

| 区分     | 科 目 名  | 規定時間  |            |
|--------|--|---|------------|
| 講義     | 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義<br>・ サービス提供の基本視点                                    | 3時間<br>3                                      |            |
|        | 障害者福祉及び老人福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義<br>・ 障害者(児)福祉の制度とサービス<br>・ 高齢者福祉の制度とサービス | 4時間<br>2<br>2                                 |            |
|        | 居宅介護に関する講義<br>・ ホームヘルプサービス概論 (居宅介護従業者の職業倫理を含む)                                 | 3時間<br>3                                      |            |
|        | 障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義<br>・ サービス利用者の理解   | 3時間<br>3                                      |            |
|        | 基礎的な介護技術に関する講義<br>・ 介護概論   | 3時間<br>3                                      |            |
|        | 家事援助の方法に関する講義<br>・ 家事援助の方法   | 4時間<br>4                                      |            |
|        | 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義<br>・ 医学の基礎知識<br>・ 心理面への援助方法                            | 5時間<br>3<br>2                                 |            |
|        | 演習   | 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習<br>・ 共感的理解と基本的態度の形成 | 4時間<br>4   |
|        |  | 基礎的な介護技術に関する演習<br>・ 介護技術入門                    | 10時間<br>10 |
|        |  | 事例の検討等に関する演習<br>・ ホームヘルプサービスの共通理解             | 3時間<br>3   |
|        | 実習   | 生活介護を事業所等のサービス提供現場の見学<br>・ 在宅サービス提供現場見学       | 8時間<br>8   |
|        |  |   |            |
| 合計履修時間 | 講 義  | 25  |            |
|        | 演 習  | 17  |            |
|        | 実 習  | 8   |            |
|        | 合 計  | 50  |            |

【重度訪問介護従業者養成研修課程】

(基礎課程)

基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

|    | 科目名                                  | 規定時間 | 目的・備考  |
|----|--------------------------------------|------|--|
| 講義 | 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義                | 2    | (目的)<br>・障害者総合支援法の概要、重度訪問介護の制度とサービスその役割や位置付けについて理解する。<br>・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会参加、重度訪問介護従業者の職業倫理等について理解する。    |
|    | 基礎的な介護技術に関する講義                       | 1    | (目的)<br>・介護の目的、機能と基本原則、介護ニーズと基本的対応、福祉用具の基礎知識と活用等について理解する。  |
|    | 計                                    | 3時間  |  |
| 実習 | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 | 5    | (目的)<br>・肢体不自由者の介護現場を通じて、基礎的な介護と肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。<br>(備考)<br>・5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。 |
|    | 外出時の介護技術に関する実習                       | 2    | (目的)<br>・外出時の付き添い方法等を体験する。<br>(備考)<br>・2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。                                |
|    | 計                                    | 7時間  |  |

合計 10時間

(追加課程)

(1) 追加課程は、基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を修得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるものとする。ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

※ 介護福祉士、実務者研修修了者、(居宅)介護職員初任者研修修了者(旧課程の訪問介護員(ヘルパー)各課程修了者、介護職員基礎研修課程修了者を含む)は、既に重度訪問介護の従業者としての要件を満たすため、追加課程のみを受講することもできる。

(2) 追加課程の講義については、ビデオ(厚生労働省監修)視聴による研修受講を認める。

|    | 科目名                               | 規定時間 | 目的・備考   |
|----|-----------------------------------|------|---|
| 講義 | 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義 | 4    | (目的)<br>・業務において直面する頻度の高い障害・疾病について理解するとともに、介護職としての支援の方法を理解する。<br>・肢体不自由者の原因疾患及び症状、医療・看護との連携、非医行為の範囲、医療機器・医療用具の使用目的や使用上の留意点等について理解する。 |
|    | コミュニケーションの技術に関する講義                | 2    | (目的)<br>・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解する。<br>・意思疎通に著しい困難を有する重度肢体不自由者とのコミュニケーション技法について理解する。   |
|    | 緊急時の対応及び危険防止に関する講義                | 1    | (目的)<br>・緊急時の対応と危険防止のための留意点、緊急時の連絡・連携と介護職員の役割、安全な食事介助等について理解する。   |
|    | 計                                 | 7時間  |   |
| 実習 | 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習          | 3    | (目的)<br>・重度肢体不自由者の介護を体験する。<br>(備考)<br>・在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場(1か所以上)で実習すること。                                     |
|    | 計                                 | 3時間  |   |

合計 10時間

(統合課程)

- (1) 統合課程は、基礎課程、追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚令49号）附則第四条に規定する喀痰吸引等研修第三号研修の基本研修を統合したものとして行われるものとする。
- (2) 統合課程を実施する事業者は、社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める登録研修機関（喀痰吸引等研修登録研修機関）の登録を受けていること。
- (3) 統合課程の講義及び演習のうち次の科目の実施については、喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日社援発0330第43号）等によるものとし、その内容は社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則別表第3第1号の基本研修の内容で実施すること。
  - ・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義
  - ・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①
  - ・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②
  - ・喀痰吸引等に関する演習
- (4) 上記(3)に記載の科目のうち講義については、筆記試験により知識の修得を確認する。試験は客観式問題（四肢択一）により行い、問題数20問、試験時間30分を下限とする。

は社会福祉士法及び介護福祉士法施行規則別表第3第1号の基本研修に相当する研修科目

|    | 教科名   | 規定時間 | 目的・備考   |
|----|---|------|---|
| 講義 | 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義                           | 2    | (目的)<br>・障害者総合支援法の概要、重度訪問介護の制度とサービスその役割や位置付けについて理解する。<br>・重度訪問介護利用者の障害・疾病、心理、地域生活、社会参加、重度訪問介護従業者の職業倫理等について理解する。<br>(備考)<br>地域生活等に関する部分については、研修の対象である行為を受ける「特定の者」の状況等により必要となる講義内容を設定すること。                                |
|    | 基礎的な介護技術に関する講義                                  | 1    | (目的)<br>・介護の目的、機能と基本原則、介護ニーズと基本的対応、福祉用具の基礎知識と活用等について理解する。   |
|    | コミュニケーションの技術に関する講義                              | 2    | (目的)<br>・言語コミュニケーションと非言語コミュニケーションについて理解する。<br>・意思疎通に著しい困難を有する重度肢体不自由者とのコミュニケーション技法について理解する。   |
|    | 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① | 3    | (目的)<br>・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。<br>(内容)<br>・呼吸について<br>・呼吸異常時の症状、緊急時対応<br>・人工呼吸器について<br>・人工呼吸器に係る緊急時対応<br>・喀痰吸引概説<br>・口腔内・鼻腔内・器官カニューレ内部の吸引<br>・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応<br>・喀痰吸引の手順 注音点 等 |
|    | 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② | 3    | (目的)<br>・経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。<br>(内容)<br>・健康状況の把握<br>・食と排泄（消化）について<br>・経管栄養概説<br>・胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養<br>・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応<br>・経管栄養の手順 注音点 等                                       |
|    | 計   | 11時間 |   |

|        | 教 科 名                                | 規定<br>時間 | 目 的 ・ 備 考   |
|--------|--------------------------------------|----------|---|
| 演<br>習 | 喀痰吸引等に関する演習                          | 1        | (目的) 演習シミュレータや吸引装置等の機器を用いて喀痰吸引等の手順を修得する。<br>(内容)<br>・ 喀痰吸引 (口腔内)<br>・ 喀痰吸引 (鼻腔内)<br>・ 喀痰吸引 (気管カニューレ内部)<br>・ 経管栄養 (胃ろう・腸ろう)<br>・ 経管栄養 (経鼻) |
|        | 計                                    | 1時間      |   |
| 実<br>習 | 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習 | 3        | (目的)<br>・ 肢体不自由者の介護現場を通じて、基礎的な介護と肢体不自由者とのコミュニケーションを体験する。<br>(備考)<br>・ 5時間のうち2.5時間を超えない範囲で、基礎的な介護技術についての演習に代えることができる。                      |
|        | 外出時の介護技術に関する実習                       | 2        | (目的)<br>・ 外出時の付き添い方法等を体験する。<br>(備考)<br>・ 2時間のうち1時間を超えない範囲で、外出時の介護技術についての演習に代えることができる。   |
|        | 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習             | 3.5      | (目的)<br>・ 重度肢体不自由者の介護を体験する。<br>(備考)<br>・ 在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場(1か所以上)で実習すること。   |
|        | 計                                    | 8.5時間    |   |

合計 20.5時間

(行動障害支援課程)

- (1) 行動障害支援課程は、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- (2) 行動障害支援課程の内容は、地域生活支援事業の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）と同様のものとなっていることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」に沿ったものであること。また、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが作成した本研修テキストがあるので、本課程実施の参考にされたい。

|    | 科目名                             | 規定時間  | 内容        |   |
|----|---------------------------------|-------|-----------|---|
| 講義 | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義          | 1.5   | 強度行動障害の理解 | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の基本的考え方</li> <li>強度行動障害の状態</li> <li>行動障害が起きる理由</li> <li>障害特性の理解</li> </ul> |
|    | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 | 5     | 研修の意義     | <ul style="list-style-type: none"> <li>行動障害と虐待防止</li> <li>家族の気持ち/実践報告</li> </ul>                                    |
|    |                                 |       | 支援のアイデア   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性に基づいた支援</li> </ul>   |
|    |                                 |       | チームプレイの基本 | <ul style="list-style-type: none"> <li>チームプレイの必要性</li> </ul>  |
|    |                                 |       | 実践報告      | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童期及び成人期における支援の実際</li> </ul>   |
|    | 計                               | 6.5時間 |           |   |
| 演習 | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習           | 1     | 基本的な情報収集  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行動を見る視点</li> </ul>   |
|    | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習  | 3     | チームプレイの基本 | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援手順書に基づく支援の体験</li> </ul>  |
|    |                                 |       | 強度行動障害の理解 | <ul style="list-style-type: none"> <li>困っていることの体験</li> </ul>  |
|    | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習           | 1.5   | 特性の分析     | <ul style="list-style-type: none"> <li>特性の把握と適切な対応</li> </ul>   |
|    | 計                               | 5.5時間 |           |   |

合計 12時間

【同行援護従業者養成研修課程】

※「同行援護」サービスは、従来の移動支援とは異なり、単なる移動支援ではなく情報提供を含む外出時の同行に関する支援を行うものであるから、情報提供・情報支援に関する内容を適切に行なうこと。

(一般課程)

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。

|         | 科目名            | 規定時間 | 目的   | 研修内容  |
|---------|----------------|------|--|---|
| 講義      | 視覚障害者(児)福祉サービス | 1    | 視覚障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉の背景と動向</li> <li>・障害者福祉の制度とサービス</li> <li>・視覚障害の概念と定義</li> <li>・視覚障害の現状</li> <li>・視覚障害の移動支援制度の変遷</li> <li>・移動支援と同行援護</li> <li>・移動に関する制度</li> </ul> |
|         | 同行援護の制度と従業者の業務 | 2    | 同行援護の制度と従業者の業務を理解する。                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同行援護概論</li> <li>・同行援護従業者の職業倫理</li> <li>・同行援護の制度</li> <li>・同行援護制度の利用</li> <li>・同行援護従業者の業務</li> <li>・リスクマネジメント(緊急時対応)</li> <li>・実務上の留意点</li> </ul>      |
|         | 障害・疾病の理解①      | 2    | 業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的、実践的視点で理解するとともに、援護の基本的な方向性を把握する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者についての理解</li> <li>・視覚障害の実態とニーズ</li> <li>・「見え」の構造</li> <li>・視覚障害の原因疾病と症状</li> <li>・同行援護の留意点</li> </ul>   |
|         | 障害者(児)の心理①     | 1    | 視覚障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先天性視覚障害者の心理</li> <li>・中途視覚障害者の心理</li> </ul>   |
|         | 情報支援と情報提供      | 2    | 移動中に必要な情報支援、情報提供の基礎を習得する。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・言葉による情報提供の基礎</li> <li>・移動中の口頭による情報支援</li> <li>・現況や場面別での情報提供</li> </ul>  |
|         | 代筆・代読の基礎知識     | 2    | 情報支援として代筆・代読の方法を習得する。                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代筆 ・代読</li> <li>・点字・音訳の基礎</li> <li>・情報支援機器の種類</li> <li>・自ら署名・押印する方法など</li> </ul>  |
|         | 同行援護の基礎知識      | 2    | 同行援護の目的と機能を理解し、基本原則を把握する。                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な考え方</li> <li>・視覚障害者への接し方</li> <li>・同行援護中の留意点</li> <li>・歩行に関する補装具・用具の知識</li> <li>・日常生活動作に関係する用具の知識</li> <li>・環境と移動に伴う機器</li> </ul>                 |
|         |                | 12時間 |  |   |
| 演習      | 基本技能           | 4    | 基本的な移動支援の技術を習得する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつから基本姿勢まで</li> <li>・基本姿勢と留意点</li> <li>・してはいけないこと</li> <li>・歩行、曲がる ・狭い場所の通過</li> <li>・ドアの通過 ・いすへの誘導</li> <li>・段差、階段</li> <li>・交通機関の利用の基本</li> </ul> |
|         | 応用技能           | 4    | 応用的な移動支援の技術を習得する。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事 ・トイレ</li> <li>・車いす利用の視覚障害者への対応</li> <li>・環境に応じた歩行</li> <li>・さまざまな階段 ・さまざまなドア</li> <li>・エレベーター ・エスカレーター</li> <li>・車の乗降 ・電車の乗降 ・バスの乗降</li> </ul>     |
|         |                | 8時間  |  |   |
| 合計 20時間 |                |      |  |   |



(応用課程)

- (1) 応用課程は、一般課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の視覚障害者（児）の障害及び疾病の理解や場面別における同行援護技術等を習得することを目的として、一般課程修了者を対象として行われるものとする。  
ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより、同時並行的に実施する場合はこの限りではない。

|    | 科目名        | 規定時間 | 目的                                    | 研修内容  |
|----|------------|------|---------------------------------------|---|
| 講義 | 障害・疾病の理解②  | 1    | 業務において直面する障害・疾病を医学的、実践的視点でより深く理解する。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見える」ということ</li> <li>・「見えること」と「行動」</li> <li>・弱視の見え方、見えにくさ</li> <li>・盲重複障害について</li> </ul>   |
|    | 障害者（児）の心理② | 1    | 視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、適切な対応ができるよう習得する。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の受容</li> <li>・家族の心理</li> <li>・視覚障害者の人間関係</li> </ul>   |
|    | 計          | 2時間  |                                       |   |
| 演習 | 場面別基本技能    | 3    | 日常的な外出先での技術を習得する。                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口やカウンター</li> <li>・買い物</li> <li>・雨、雪の日</li> <li>・金銭、カード</li> <li>・病院、薬局</li> </ul>  |
|    | 場面別応用技能    | 3    | 目的に応じた外出先での技術を習得する。                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典、会議、研修など視覚障害者への情報提供・情報支援</li> <li>代筆・代読</li> <li>・冠婚葬祭</li> <li>マナーと支援方法</li> <li>視覚障害者への情報提供・情報支援</li> <li>・盲導犬ユーザーへの対応</li> </ul> |
|    | 交通機関の利用    | 4    | 交通機関での移動介護技術を習得する。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車の乗降</li> <li>・バスの乗降</li> <li>・飛行機の乗降</li> <li>・船の乗降</li> </ul>  |
|    | 計          | 10時間 |                                       |   |

合計 12時間

※平成18年度～平成23年度まで神奈川県が実施していた「盲ろう通訳・介助員養成講習」は、同行援護従業者養成研修一般課程に相当するものとして神奈川県知事が認める研修とします。（県障害サービス課通知による。）

【行動援護従業者養成研修課程】

- (1) 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- (2) 行動援護従業者養成研修課程の内容は、地域生活支援事業の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と同様のものとなっていることから、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」に沿ったものであること。また、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワークが作成した本研修テキストがあるので、本課程実施の参考にされたい。

|                     | 科目名                             | 規定時間 | 内容  |   |
|---------------------|---------------------------------|------|---|---|
| 講<br>義              | 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義          | 1.5  | 強度行動障害の理解   | <ul style="list-style-type: none"> <li>支援の基本的考え方</li> <li>強度行動障害の状態</li> <li>行動障害が起きる理由</li> <li>障害特性の理解</li> </ul> |
|                     | 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 | 5    | 研修の意義   | <ul style="list-style-type: none"> <li>行動障害と虐待防止</li> <li>家族の気持ち/実践報告</li> </ul>                                    |
|                     |                                 |      | 支援のアイデア   | <ul style="list-style-type: none"> <li>障害特性に基づいた支援</li> </ul>   |
|                     |                                 |      | チームプレイの基本   | <ul style="list-style-type: none"> <li>チームプレイの必要性</li> </ul>  |
|                     |                                 |      | 実践報告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>児童期及び成人期における支援の実際</li> </ul>   |
|                     | 強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義         | 3    | 支援を組み立てるための基本   | <ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害の支援に必要な知識</li> </ul>   |
|                     |                                 |      | 組織的なアプローチ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>組織的なアプローチの重要性</li> </ul>   |
| 強度行動障害と生活の組立てに関する講義 | 0.5                             | 実践報告 | <ul style="list-style-type: none"> <li>チームによる支援の実際</li> </ul> |   |
|                     | 計                               | 10時間 |   |   |

|        | 科目名                            | 規定時間 | 内容             |                                     |
|--------|--------------------------------|------|----------------|-------------------------------------|
| 演<br>習 | 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習          | 1    | 基本的な情報収集       | ・ 行動を見る視点                           |
|        | 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 | 3    | チームプレイの基本      | ・ 支援手順書に基づく支援の体験                    |
|        |                                |      | 強度行動障害の理解      | ・ 困っていることの体験                        |
|        | 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習          | 1.5  | 特性の分析          | ・ 特性の把握と適切な対応                       |
|        | 障害特性の理解とアセスメントに関する演習           | 3    | アセスメントの方法      | ・ 具体的なアセスメントの方法<br>・ 障害特性に基づくアセスメント |
|        | 環境調整による強度行動障害の支援に関する演習         | 3    | 手順書の作成         | ・ アセスメントに基づく支援手順書の作成                |
|        | 記録に基づく支援の評価に関する演習              | 1.5  | 記録の分析と支援手順書の修正 | ・ 記録の方法<br>・ 記録の分析と支援手順書の修正         |
|        | 危機対応と虐待防止に関する演習                | 1    | 関係機関との連携       | ・ 関係機関（医療機関等）との連携の方法                |
|        | 計                              | 14時間 |                |                                     |

合計 24時間

## 科目免除一覧

※重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程・追加課程・行動障害支援課程）、同行援護従業者養成研修（応用課程）については免除なし。

## 【障害者居宅介護従業者基礎研修課程】

| 対象者   | 免除できる科目及び時間  |
|---|--|
| (1) 介護等の実務経験を有する者<br>生活介護を行う事業所等での従業期間が 365 日以上かつ従事日数 180 日以上<br>の者               | 実習 8 時間<br>(生活介護を行う事業所等のサービス提供現場の見学)   |
| (2) 重度訪問介護従業者養成研修<br>・基礎課程修了者   | ・ホームヘルプサービス概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの<br>・介護概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの   |
| (3) 重度訪問介護従業者養成研修<br>・追加課程修了者<br>・統合課程修了者   | ・ホームヘルプサービス概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの<br>・介護概論のうち重度の肢体不自由者に関するもの<br>・サービス利用者の理解のうち重度の肢体不自由者の疾病及び障害に関するもの<br>・医学の基礎知識のうち重度の肢体不自由者の医療に関するもの    |
| (4) 重度訪問介護従業者養成研修<br>・行動障害支援課程修了者   | ・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの<br>・サービス利用者の理解のうち知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの                                   |
| (5) 同行援護従業者養成研修<br>・一般課程修了者   | ・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの<br>・サービス利用者の理解のうち視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの<br>・介護概論のうち視覚障害に関するもの<br>・医学の基礎知識のうち視覚障害に関するもの |
| (6) 行動援護従業者養成研修課程修了者  | ・障害者（児）福祉の制度とサービスのうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの<br>・サービス利用者の理解のうち知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの<br>・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義   |
| (7) 視覚障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者<br>神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者 | ・障害者（児）福祉の制度とサービス 2 時間<br>・ホームヘルプサービス概論 3 時間<br>・サービス利用者の理解のうち視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの<br>・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義                      |

|  |  |
|--|--|
| <p>(8) 知的障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者<br/>神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく知的障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者（児）福祉の制度とサービス 2時間</li> <li>・ホームヘルプサービス概論 3時間</li> <li>・サービス利用者の理解のうち知的障害者の疾病及び障害等に関するもの</li> <li>・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義</li> </ul>  |
| <p>(9) 日常生活支援従業者養成研修課程修了者</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス概論 3時間</li> <li>・サービス利用者の理解のうち全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの</li> <li>・介護概論のうち全身性障害者の基礎的な介護に係る技術に関する講義</li> </ul>                            |
| <p>(10) 全身性障害者移動介護（外出介護）従業者養成研修課程修了者<br/>神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく全身性障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者（児）福祉の制度とサービス 2時間</li> <li>・ホームヘルプサービス概論 3時間</li> <li>・サービス利用者の理解のうち全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの</li> <li>・介護概論のうち基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義</li> </ul> |

【重度訪問介護従業者養成研修】（統合課程）

| 対象者   | 免除できる科目及び時間   |
|---|---|
| <p>(1) 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 2時間</li> <li>・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 3時間</li> </ul>          |
| <p>(2) 「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定のもの対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）による研修の修了者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 3時間</li> <li>・喀痰吸引等に関する演習 1時間</li> </ul>                    |
| <p>(3) 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日医政発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者</p>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義① 3時間</li> <li>・喀痰吸引等に関する演習のうち通知に基づき実施している行為に関する部分</li> </ul> |
| <p>(4) 「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者</p>                 |   |

|   |  |
|---|--|
| <p>(5) 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義 2時間</li> <li>・喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。)</li> <li>・経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義② 3時間</li> <li>・喀痰吸引等に関する演習(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。)</li> </ul> |
|---|--|

**【同行援護従業者養成研修】(一般課程)**

※この免除規定は平成30年3月31日までの間の暫定的な取扱いとする。

| 対象者  | 免除できる科目及び時間  |
|--|--|
| <p>(1) 視覚障害者移動介護(外出介護)従業者養成研修課程修了者<br/>神奈川県ガイドヘルパー養成研修事業認定要綱に基づく視覚障害者ガイドヘルパー養成研修課程修了者<br/>ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者研修課程修了者<br/>平成6年度～8年度に神奈川県が実施したガイドヘルパー養成研修</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害者(児)福祉サービス 1時間</li> <li>・障害・疾病の理解① 2時間</li> <li>・障害者(児)の心理① 1時間</li> <li>・基本技能 4時間</li> <li>・応用技能 4時間</li> </ul> |

**【行動援護従業者養成研修】**

| 対象者                                 | 免除できる科目及び時間   |
|-------------------------------------|---|
| <p>(1) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義 1.5時間</li> <li>・強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義 5時間</li> <li>・基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習 1時間</li> </ul> |
| <p>(2) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習 3時間</li> <li>・行動障害の背景にある特性の理解に関する演習 1.5時間</li> </ul>                                       |

※本課程の演習はグループワークによる実施が中心となることから、各科目を関連づけて一連の流れの中で実施することが想定される。科目免除を実施する場合は、免除科目を受講しなくても研修内容を十分修得できるよう、実施方法等について配慮をすること。

参考1

## 科目免除願

年 月 日

研修事業者様

(受講番号)

(氏<sup>ふりがな</sup>名)

印

(住所) 〒

(電話番号)

( ※ 研修名 ) の ( ※ 科目名 ) について、免除をお願いします。

### 添付書類

- ・介護業務従事証明書(参考2)
- ・免除要件に該当する研修の修了証明書
- ・その他 ( )

参考2

## 介護業務従事証明書

年 月 日

研修事業者様

施設・団体名  
(指定事業所番号) \_\_\_\_\_ )

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

施設種別 \_\_\_\_\_

住 所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次の者は、 \_\_\_\_\_ の従事経験を有することを証明します。

(氏 <sup>ふりがな</sup> 名)

(施設・団体名)

(従事職種・業務内容)

(就業期間) \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

\*従事職種については、従事している業務内容を含めできるだけ具体的に記載してください。